

3 分野別の基本目標

ここでは、3つの環境像の実現のために設定した5つの施策の分野ごとに、現状、課題を整理し、対策の方向性をそれぞれ基本目標として示します。

(1) 脱炭素・気候変動適応分野

<現状>

地球温暖化・気候変動※の緩和のために、日本を含む世界の国々が脱炭素(カーボンニュートラル)※を掲げ、ビジネスや研究開発の分野でも脱炭素(カーボンニュートラル)※に向けて取り組むことが本格化しています。

本市は、関東平野の良好な日照、広い土地といった特性を有しており、脱炭素(カーボンニュートラル)※を実現するために必要な再生可能エネルギー※のポテンシャルに恵まれています。

一方、地球温暖化・気候変動※の影響が様々な形で生じており、本市では、豪雨や台風による風水害、熱中症や感染症等の健康被害、病害虫や高温・低温による農作物への被害などが懸念されています。

<課題>

【温室効果ガス※の排出を減らす(気候変動※を緩和する)ために】

- ・ 従来に増して、省エネルギー化を推進する必要がある
- ・ 新しい技術や製品の開発・発展を取り入れ、経済性と環境保全の両面を考慮して、クリーンエネルギー※に転換していくことが必要である
- ・ 都市構造や交通も視野に入れ、総合的に脱炭素化を進めることが求められる
- ・ 強力な温室効果ガス※であるフロン類※を適正に処理する必要がある

【気候変動※の影響への対策を講じ、安全・安心を確保するために】

- ・ 気候変動※により気象災害※が甚大化していることへの対応が必要である
- ・ 温暖化が進むことによる健康被害や、感染症を媒介する昆虫などの増加に対応する必要がある
- ・ 気温や降水量などの変化による農作物の生育不良、収量や品質低下への対応が重要である
- ・ 植物による高気温抑制の機能を活用することが重要である

これらのことを踏まえて、脱炭素・気候変動※適応分野の基本目標を次のように定めます。

基本目標 1 国・県と連携し、脱炭素化と気候変動適応を進めるまち

気候変動※の緩和策となる、日本が目指す「2050年カーボンニュートラル」に向けたエネルギー対策と都市・交通の対策などの推進を図ります。併せて、緩和策とともに気候変動※対策の両輪をなす適応策として気象災害※や熱中症対策などの推進を図ります。

基本目標 1 は地球温暖化防止対策などをまとめた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)※」及び気候変動適応策をまとめた「地域気候変動適応計画※」に対応しています。

(2) 循環経済分野

<現状>

天然資源を大量に消費する経済は、今日では世界中が一体となり(グローバル化)、資源開発・採取による自然環境や生物多様性※の損失、廃棄物による環境汚染など、環境に大きな影響をもたらし、地球温暖化・気候変動※にもつながる状況となってきました。

このことから、限りある資源を効率的に利活用する循環経済(サーキュラーエコノミー)※への移行や、廃プラスチックがもたらす様々な問題への対応などが求められており、国もレジ袋の有料化やプラスチックの再資源化、再商品化などの政策を打ち出しています。

また、国が循環型社会※の形成を目指してごみの減量化と資源化を地域に求めてきた中で、本市においては一定の成果をあげてきたものの、さらなる努力が必要な状況にあります。

<課題>

【廃棄物の発生抑制と資源循環利用により脱炭素と循環型の経済としていくために】

- ・ 従来に増して、4R※(Refuse: 発生抑制、Reduce: 減量、Reuse: 再利用、Recycle: 再生利用)の普及が求められる
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)に基づき、廃プラスチック対策を進める必要がある
- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づき、食品ロス対策を進める必要がある

これらのことを踏まえて、循環経済分野の基本目標を次のように定めます。

基本目標 2	4R を推進し、資源を無駄なく利活用するまち
--------	------------------------

天然資源の消費抑制により環境への負荷を低減する循環型社会※の形成を目指し、国が推進する3R(リデュース・リユース・リサイクル)にリフューズを合わせた4R※を推進するとともに、廃プラスチック対策や食品ロス対策により限りある資源の有効活用の推進を図ります。

基本目標 2 は「幸手市一般廃棄物処理基本計画」に含まれる「ごみ処理基本計画」に対応しています。

(3) 自然共生・自然再興分野

<現状>

世界的に自然環境と生物多様性※が失われつつあり、地球温暖化・気候変動※とともに重大な地球環境問題となっています。生物多様性※とは自然の豊かさを示す概念で、各種の生物と水・緑や土などの環境が形作る生態系※の多様性に支えられています。さらに、生物種が多様であることや、生物種内や生物集団内に多様な遺伝子が保持されていることも重要です。

生物多様性※に迫る危機に対し、生物多様性※の損失を食い止め、回復軌道に乗せる自然再興(ネイチャーポジティブ)※が世界の目標となっています。

本市には江戸川、中川、倉松川という一級河川をはじめとして数多くの河川・水路が巡り、屋敷林・社寺林、公園緑地、街路樹、農地などの緑があり、地域の生態系※を形成しています。さらにそれらは市域の外とつながり、関東平野の広大な生態系※の一部をなしています。

水と緑は、まちの景観やくらしの快適性にとって欠かせないものであり、また、権現堂堤や高須賀池のように自然と歴史が一体となっている場所は、地域と自然の成り立ちや関係を知る環境学習に活用できる地域資源です。

他方、私たちの身近な環境においては、生態系※を侵略・かく乱する外来種※の侵入、農作物の食害や住宅への侵入などの鳥獣害、人や農作物に被害を及ぼす病害虫の発生などの問題も見られ、自然との共生にはこうした問題の解決と自然を守ることとの両面が存在しています。

<課題>

【生態系※ネットワークを保全し、自然再興(ネイチャーポジティブ)※に寄与するために】

- ・ 生物多様性※についての情報発信や啓発活動が重要である
- ・ 屋敷林や社寺林等の樹林地の保全と活用が重要である
- ・ 河川や水路、池沼の水辺の自然の保全と活用が重要である
- ・ 土壌や生態系※に配慮するなど、持続可能な農業の推進が重要である

【市民が自然や歴史的文化的環境に親しみ、まちづくりに活用していくために】

- ・ 公園緑地や街路樹等、公共的な場所で育てられている緑の保全と活用が重要である
- ・ 事業所や住宅における建物や敷地の緑化と、その緑の活用が重要である

【希少な種や生態系※を保全するとともに、生物による害を防ぎ、共生を図るために】

- ・ レッドデータブックに記載されている希少な生物種に関する情報発信と、適切な保護策が求められる
- ・ 特定外来生物※などの外来種※に関する情報発信と、適切な対策が求められる
- ・ 鳥獣害に関する情報発信と、適切な対策が必要である

これらのことを踏まえて、自然共生・自然再興分野の基本目標を次のように定めます。

基本目標 3	自然に親しみ、生物多様性に貢献するまち
--------	---------------------

河川・水路などの水辺、屋敷林・社寺林、公園緑地、街路樹、農地などの豊かな環境資源への愛着を持ち、それぞれの特性に応じた保全・活用を推進することで、地域の生物多様性※を守り、豊かな環境の保全を図ります。

基本目標 3 に関連する市の計画は「第2次幸手市都市計画マスタープラン」「幸手農業振興地域整備計画」で、これらの計画と調和し、連携するものとなります。

(4) 生活環境保全分野

<現状>

私たちが安全・安心に暮らせることは、環境保全と密接な関係があります。環境汚染や騒音・振動、地盤沈下を防ぎ、環境に負荷がかからないよう廃棄物を適切に処理し、まちの衛生や美観を保つことが重要となります。

本市では、かつての全国的にあった産業公害のような著しい環境汚染は見られませんが、不法投棄やポイ捨て、野焼き、生活者や生活様式の多様化に伴う生活騒音やごみの出し方などが身近な問題となっています。また、人口減少と少子高齢化は、地域の環境保全の担い手や活力が不足する一因となっています。

<課題>

【環境汚染を防ぎ、騒音・振動などの問題を解決し、きれいで快適な生活環境を保つために】

- ・ 大気質を監視し、大気汚染や悪臭の発生を防ぐことが求められる
- ・ 水質を監視し、汚濁の防止や浄化につながる取組を進めることが求められる
- ・ 騒音・振動や地盤沈下等の身近な生活環境問題を解決していくことが求められる
- ・ アスベスト※や有機フッ素化合物(PFAS)等の様々な有害物質の問題に適切に対応していく必要がある

【ごみ処理を適正に行い、ごみの散乱や不適切な放置などがない美しい環境を保つために】

- ・ 廃棄物や土砂等の不適切な投棄、放置を防ぐ必要がある
- ・ ポイ捨てや不法投棄、空き地・空き家の管理不全などに対応し、環境美化を図る必要がある
- ・ 集積所へのごみ出しが適切に行われるとともに、ごみの収集・処理が適正に行われる必要がある

これらのことを踏まえて、生活環境保全分野の基本目標を次のように定めます。

基本目標 4	生活環境をきれいに保ち、安全・安心に暮らせるまち
--------	--------------------------

生活環境に関わる環境問題への対策を進めるとともに、ごみの排出が適切に行われ、ごみの収集・処理が適正に行われることで、まちの環境美化を推進し、安全・安心に暮らせる環境の確保を目指します。

基本目標 4 は「幸手市一般廃棄物処理基本計画」に含まれる「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」に対応しています。

(5) 環境学習・協働分野

<現状>

環境問題に取り組み持続的に発展する社会を実現するためには、私たち一人ひとりが環境に関する正しい知識と理解を持ち、意識を高めることが必要です。そして、その学びをもとに行動することが求められています。また、一人ひとりが行動するだけでなく、社会的な取組や行政の施策を実効性のあるものとするためには、市民・事業者・市による連携・協働が大切です。

本市では、前計画を策定する以前から、権現堂桜堤の保全活動をはじめ、ごみ対策や美化活動など、市民による環境保全活動が盛んに行われてきました。前計画の策定後は、計画策定に関わった市民が中心となって「さって市民環境ネット」を発足させ、環境に関するイベントの企画・開催をはじめ、自然観察会、小学校での環境学習、「エコニュースさって」の発行など、様々な環境保全活動に取り組んできました。また、2018(平成30)年に開館した「幸手市郷土資料館」では、市史編さん事業の成果を活用し縄文時代からの地域の歴史や文化、自然の変遷などを伝える資料を展示公開しているほか、各種講座、ボランティアの育成や情報発信など、市民の地域学習や社会教育の活動の場を提供しています。

一方で、人口減少、少子高齢化や、地域経済の動向が、環境保全活動の担い手や活力にも影響しています。

<課題>

【環境について、一人ひとりが知識や理解を広げ、実際の行動につなげていくために】

- ・ 市民・事業者・市が共有できる環境情報が充実し、新たな情報に更新され、SNSなど多様な手段で発信されることが重要である
- ・ 環境について学ぶこと、環境への意識を高め日常の行動を改善することに向けて、継続的な働きかけが重要である
- ・ 将来を担う世代を送り出す学校教育において、総合的な学習の時間や各学科を通して環境について学べるよう、支援していくことが重要である

【市民・事業者・市の協力・連携が広がり、環境保全の自主的な活動と協働の取組が進むために】

- ・ 市民団体や事業者の自主的な活動に対する支援が重要である
- ・ 市民、事業者及び市が交流し協力するための体制づくりが重要である

これらのことを踏まえて、環境学習・協働分野の基本目標を次のように定めます。

基本目標 5 一人ひとりが環境について学び、協力して行動するまち

一人ひとりの環境保全につながる行動と市民・事業者・市の協働の輪を広げ、あらゆる取組の基盤となるものとして、環境学習、学校での環境教育、情報発信・啓発、環境保全活動・ネットワークに関する取組の推進を図ります。

基本目標5は「幸手市一般廃棄物処理基本計画」に含まれる「ごみ処理基本計画」に関連しています。